

東海道五十三次 27 番目の宿場



令和6年5月29日
袋井市長定例記者会見資料
市民生活部スポーツ政策課

袋井市スポーツ合宿事業補助金制度の創設

～スポーツを契機とした交流人口拡大の取り組み～

- ◇本市は、さわやかアリーナ、小笠山総合運動公園エコパといった高機能のスポーツ施設を活用しスポーツツーリズムやイベント誘致などスポーツを契機とした地域活性化を目指している。
- ◇取り組みの一環として交流人口の拡大を目的としたスポーツ合宿の誘致を進めており、令和4、5年度にスポーツチームを招いた実証事業を行い課題等を検証した。
- ◇実証事業の検証結果を踏まえ、この度スポーツ合宿についての補助制度を創設し、利用者の募集を開始した。

【概要】

1 対象

以下のすべてを満たすスポーツ合宿

No.	要件
(1)	市内で実施されるスポーツ合宿であること
(2)	5人以上で行うスポーツ合宿であること
(3)	市内の宿泊施設に宿泊し、延べ宿泊数が5泊以上であること
(4)	スポーツ合宿期間中、市のスポーツ振興に貢献する次に掲げる活動のいずれかを実施すること
	① 練習の公開、市内学校への訪問、その他市民との交流に関する活動
	② 講習会又は講演会の開催、その他のスポーツ指導に関する活動
	③ その他、市長が特に必要と認める活動

2 補助対象経費

合宿に要する経費のうち、次のものに要する経費

No.	対象経費
(1)	宿泊費(宿泊施設での食費は除く)
(2)	練習会場使用料
(3)	バス等借上費
(4)	市内交通費
(5)	食糧費(袋井スポーツ飯に限る) ※袋井スポーツ飯:市が認定したもの



3 補助金額

補助対象合宿に参加する宿泊延べ人数×1,000円を上限とし、同一合宿の場合、10万円を限度額とする。

4 その他

- (1)さわやかアリーナ、小笠山総合運動公園エコパ、袋井市観光協会、商工団体、旅行代理店等と連携し、制度の周知を図る。
- (2)制度利用者に対し、観光施設やふるさと納税についての案内を行う。
- (3)SNS等での情報発信を制度利用者に依頼するとともに、事後にアンケート調査を行う。

【お問い合わせ先】

袋井市 市民生活部 スポーツ政策課 スポーツ推進係(担当:大原)
電話:0538-44-3139 FAX:0538-44-3117 メール:sports@city.fukuroi.shizuoka.jp



静岡県袋井市で スポーツ合宿をしよう！

スポーツを頑張るみなさんを応援します！！



対象合宿

社会人及び学生の少なくとも一方で構成され、以下全ての条件を満たすスポーツ合宿

- ①市内開催
- ②5人以上で行うスポーツ合宿
- ③市内宿泊施設を利用し、延べ宿泊数が5泊以上
- ④スポーツ合宿の実施に際し、市のスポーツ振興に貢献する活動として次に掲げる活動のいずれかが実施されること。
 - ・練習の公開、市内学校への訪問、その他の市民との交流に関する活動
 - ・講習会又は講演会の開催、その他のスポーツ指導に関する活動
 - ・その他、市長が特に必要と認める活動

※大会参加を目的とした宿泊は対象外。

※e-スポーツ又はマインドスポーツを目的とした合宿は対象外。

補助対象経費

合宿に要する経費のうち、次のものに要する経費
宿泊費、練習会場使用料、バス等借上費、市内交通費、
食糧費（袋井スポーツ飯に限る）※袋井スポーツ飯：市が認定したもの

補助金額

補助対象合宿に参加する宿泊延べ人数×1,000円を上限
※同一合宿の場合、10万円を上限額とする。

申請について

申請書類、申請方法については、
袋井市HPをご確認ください。



袋井 合宿補助金

検索